

1 大綱策定の趣旨

- 地教行法に基づく、教育等の振興に関する総合的な施策の大綱
- 期間は、令和5（2023）年度から令和8（2026）年度まで

2 教育を取り巻く社会情勢の変化

教育を取り巻く社会情勢の変化（現大綱策定後を中心に）について記載

- 人口減少・高齢化の進展
- デジタル社会の実現
- グローバル化の進展
- ダイバーシティ社会の実現
- 外国人住民の増加
- 地域と家庭の状況変化
- 子どもの貧困と教育格差
- ヤングケアラーの現状
- 児童虐待の現状
- いじめの認知件数の増加
- 不登校児童生徒の増加
- 特別な支援を必要とする子どもたちの増加

3 教育施策の基本的な考え方

教育を取り巻く社会情勢の変化をふまえ、以下のような視点を特に大切に教育施策を展開

前文（教育施策全体について言及）

- 子どもが健やかに成長し、持てる力を伸ばし、可能性を広げ、よりよい人生を送ることをめざす。
- 子どもたちの自己肯定感を育むとともに、安心して育ち、学ぶ環境を整え、これからの時代を生きていくために必要な力を身につけられるよう教育施策に取り組む。

（1）自己肯定感と未来の社会を担うために必要な力の育成

- これからの社会でよりよい人生を送るための礎となる自己肯定感の育成
- 未来の社会を担うために必要な力を身につけることができるよう「確かな学力」「豊かな心」「健やかな身体」の一体的な育成
- 読書等を通じた、幅広い視野・知識の取得や学びたいという気持ちの醸成

（2）いじめ防止対策の推進

- 生命を大切にし、いじめや暴力を許さない態度や相手を思いやる気持ちの育成
- 社会の規範を大切にするという市民的な考え方について、学校全体で理解を深めることで、いじめをなくそうとする行動につなげる。

（3）さまざまな困難を抱える子どもたちの支援

- 貧困、虐待、ヤングケアラーなど、さまざまな困難を抱える子どもたちの支援

（4）将来の自立と社会参画に向けたきめ細かな支援

- 特別な支援を必要とする児童生徒、不登校の状況にある児童生徒、外国につながる児童生徒など、それぞれの教育的ニーズに応じたきめ細かな支援
- 一人ひとりが持てる力と可能性を伸ばし、自立と社会参画に必要な力の育成

（5）社会の情勢変化をふまえた取組の推進

- 教職員の資質を高め、より効果的な教育活動に向け、業務負担軽減等の働き方改革の推進
- 人口減少が進展する中、地域の担い手や労働力の確保等の課題もふまえた学校教育のあり方の検討

4 教育施策

基本的な考え方をふまえ、教育にかかる施策を「みえ元気プラン」から抜粋

- ① 未来の礎となる力の育成(14-1)
- ② 未来を創造し社会の担い手となる力の育成(14-2)
- ③ 特別支援教育の推進(14-3)
- ④ いじめや暴力のない学びの場づくり(14-4)
- ⑤ 誰もが安心して学べる教育の推進(14-5)
- ⑥ 学びを支える教育環境の整備(14-6)
- ⑦ 人権が尊重される社会づくり(12-1②)
- ⑧ 地域防災力の向上(1-2④)
- ⑨ 子どもが豊かに育つ環境づくり(15-1)
- ⑩ 幼児教育・保育の充実(15-2)
- ⑪ 児童虐待の防止と社会的養育の推進(15-3)
- ⑫ 文化と生涯学習の振興(16-1)